

6 Community

視聴者コミュニティ

NHK会長にお二人を推薦します

原寿雄さん、永井多恵子さん

NHK経営委員会 委員各位
NHK会長候補者の推薦に関する申し入れ

経営委員各位におかれましては、よい公共放送実現のために、日夜ご精励のことと敬意を表します。

私たちは、来年1月末に任期満了を迎える現会長・橋本元一氏の後任会長選任にあたって、貴経営委員会が適格者を広く視聴者・市民に開かれた論議を通じて求められることを願う主旨から、原寿雄さん（ジャーナリスト、元共同通信編集主幹・専務理事）と永井多恵子さん（現・NHK副会長）のお二人を、ここに会長候補者として推薦申し上げます。

公共放送NHKが言論・報道機能をもつ基幹的な放送メディアとして民主主義社会に果たす役割を考えると、私たちはそのNHKを代表する会長の選出手続きに、重大な関心を持たざるを得ません。その場合、求められるのは、選出過程における公開性と視聴者参加性であり、選出基準の明確化です。私たちは、NHK会長の選出基準を、第一義的に放送のジャーナリズムと文化的役割について高い見識を持ち、言論・報道機関の長として、自主・自立の姿勢を貫ける人物かどうか置くべきだと考えます。

今回推薦した原寿雄さんは、日本における言論・報道界のご意見番的存在で、卓越した見識と知性を兼ね備えたジャーナリスト・文化人です。また永

井多恵子さんは「新生NHKはBBCを手本に」を確たる信条に掲げて副会長の重責を果たし、国会などでの答弁・対応も、その見識と自主・自立の姿勢において際立っています。ともに万人が認める会長最適任者と、私たちは確信します。

公共放送の会長選出については、イギリスや韓国などで公募制、推薦制が実施され、国民的論議が交されるなかで民意を代表する優れた人材を選ぶ仕組みが工夫・採用されています。日本でも、現行放送法の枠内で、経営委員会の裁量により公募・推薦制を採用することは十分可能です。従来、会長の選出作業は密室のなかで行われ、そのため政府首脳の意向に少なからず左右されてきました。こうした宿弊を断ち切り、透明な仕組みのなかで、広く視聴者・市民の参加と総意をもとに次期会長を選出することは、NHKと視聴者の絆（きずな）を強め、失われかけた信頼を回復するうえでも重要と考えます。

私たちは、今回の推薦活動がきっかけとなり、他薦・自薦の輪が大きく広がり、国民的論議のなかで次期会長が選ばれることを願っております。貴経営委員会が、私どもの推薦した候補者を含めて、開かれた透明なプロセスのなかで広い視野から公共放送の責任者に真にふさわしい人材を選ばれることを心から期待します。（原さん、永井さんをNHK会長候補に推薦する会）

原寿雄さんの略歴：

1925年、神奈川県平塚生まれ。ジャーナリスト。

東大法学部卒。50年、社団法人共同通信社入社。社会部記者、パンコック支局長、外信部長、編集局長、編集主幹を歴任。常務理事、専務理事として編集、電波、ニューメディアを担当したのち、86-92年、株式会社共同通信社社長。この間、民放連放送番組調査委員会委員長、三宅と民放による第三者機関「放送倫理・番組向上機構（BPO）」の「放送と青少年に関する委員会」委員長などを務める。

主な著書は『ジャーナリズムの思想』（岩波新書）、『新しいジャーナリストたちへ』（晩聲社）、『それでも君はジャーナリストになるか』（晩聲社）、『新聞記者』（東洋経済新報社）、『市民社会とメディア』（編著、リベラ出版）など多数。

永井多恵子さんの略歴
1938年、東京都生まれ。現・NHK副会長。

早稲田大学卒。60年、アナウンサーとしてNHK入局。解説委員、解説主幹を歴任。1990年、女性初の浦和放送局長をつとめる。95年、NHK退職後、世田谷文化生活情報センター館長に。2005年、橋本新執行体制のもとで副会長（女性では初めて）に就任。毎月第1日曜日に「永井多恵子のあなたとNHK」を担当し、視聴者とNHKを結ぶ活動に貢献。

WATCH

猿橋勝子さんを讀えたクローズアップ現代
（11月22日放送）を讀える
（京都 T.Y.）

猿橋勝子さんが「猿橋賞」を創設し、女性科学者を励まし、その功績を評価することで「女性科学者の地位」向上に寄与してこられたことはつとに有名です。彼女が今年（07年）9月に亡くなりそれを悲しむ多くの人々がいたことも報道されていました。猿橋賞を受賞した女性科学者は27人となったそうです。今回放送の映像でも前物理学会長・米沢富美子さんの人なつこい顔が映っていました。

1954年のアメリカのビキニ環礁での水爆実験による死の灰の分析で故・三宅泰雄さんを団長とする科学者集団が精力的に行動されてきたこと、その弟子の一人として猿橋勝子さんが頑張られたことは私も承知していました。ビキニで死の灰を浴びた久保山愛吉さんが亡くなり、その後多くの漁師が被爆後遺症に苦しみました。それをきっかけに日本の原水爆禁止運動が盛り上がり、焼津でも3、1ピキニデーとして毎年集会が行われています。当時10歳だった私は「死の灰」に汚染された「原爆マグロ」が港に陸揚げされた後、地中に埋められた新聞のニュースと写真を鮮明に覚えていました。その後も、三宅泰雄さんたちの科学者としての行動が有名だったため特別猿橋さんを意識してはいなかったのですが、今回取り上げられ、**「原爆の放たれれば、初耳で、0年代に鮮明に記憶されている」**と告白する分析データを猿橋さんが学会誌に発表し、大きな反響を呼び起こしました。その影響力に驚いたアメリカの分析化学の大御所フオルサム博士が「猿橋はデータを改ざんしている」と非難しました。アメリカに「それは大気圏核実験の継続は「死活問題」だ」というわけです。猿橋さんはそのフオルサム博士に「それなら貴方と放射性物質の測定技術を競おうではないか」と申し入れたそうです。1962年4月、アメリカに乗り込み、挑戦を受けたフオルサム氏の研究室のそばに場所を（4頁へつづく）

NHK経営委員会へ申入れ

NHK会長の公募制を！

2007年11月26日
NHK経営委員会 委員各位

NHK次期会長選出に際しての
申し入れ

経営委員各位におかれましては、公共放送の経営と放送番組の向上のために、日夜ご精励のことと拝察いたします。

さて、一連の不祥事などに端を発したNHKの経営危機を克服すべく、NHKの新生と改革、視聴者第一主義を掲げて会長に就任した橋本元一現会長の任期が、来年1月末に切れます。

私たちは、公共放送NHKが国民的な世論形成と、放送の文化的役割を果たすうえで極めて重要な責任を負っていることを思うとき、次期会長の選出のあり方に重大な関心を寄せざるを得ません。

わが国ではこれまで会長の人事は、政府の意向や一部関係者の間で水面下で進められ、受信料でNHKを支える主権者としての視聴者・市民には、会長選出の経過すら知らされて来ませんでした。

公共放送の会長選出については、英国や韓国などの先進国で、会長の公募制や推薦制が実施され、新聞紙上などで活発な論議が交わされており、日本でも、現行放送法の枠内で、経営委員会の裁量で公募制を採用し、民意を代表する優れた人材を選ぶ道は開かれていると、私たちは考えます。

2007年12月2日

私たちは、NHK次期会長の選出に当たっては、会長の任命権を持つ貴経営委員会が、何にもまして視聴者・市民の意向を尊重しつつ、会長候補の公募制に踏み切り、広い視野から公共放送の責任者としてふさわしい適格者を選ぶ努力をされるよう、次のように申し入れます。

申し入れ

一、 会長の選出基準については、ジャーナリズムと放送の文化的役割についての高い見識を持ち、言論・報道機関の責任者として、放送の自主・自立の姿勢を貫ける人物であるかどうかを判断の柱にすること。

二、 会長選出の審議経過の議事録を公開し、説明責任を果たすこと。

三、 経営委員会が公募した会長候補の中から会長を任命する公募制を採用すること。

以上

賛同者 桂 敬一（元立正大
学教授） 松田 浩（元立命館大
学教授） 服部孝章（立教大学教
授） 田島泰彦（上智大学教授）
林 香里（東京大学准教授） 野
中章弘（アジア・プレスネット
ワーク代表）

賛同団体 日本ジャーナリスト
会議 放送を語る会 東北NH
K問題ネット NHKを監視・
激励する視聴者コミュニティ
NHK問題を考える会（兵庫）

私たちは、NHK次期会長の選出に当たっては、会長の任命権を持つ貴経営委員会が、何にもまして視聴者・市民の意向を尊重しつつ、会長候補の公募制に踏み切り、広い視野から公共放送の責任者としてふさわしい適格者を選ぶ努力をされるよう、次のように申し入れます。

「改正」法案の成立を評価できるものではありません。それは、②や③のような文言の追加・修正だけでは放送の自主自立を守るのに十分な実効性があるとは考えられないことに加え、②の修正だけでは私たちが原案について指摘してきた危機

——経営委員会の権限強化の名の下に行政が⑤の業務運営に間接介入する仕組み——を排除することにならないと考えるからです。

なぜなら、「改正」法案は⑤経営委員の一部を常勤化することに加え、同委員会の中に新設される監査委員会に、いつでも役員職員の職務の執行に関する事項の報告を求めることができる等の強い権限を与えています。さらに、最近の経営委員会はこうした法「改正」を先取りするかのようになり、委員会の本来の職務である⑤の重要事項の議決機能、監督機能を手掛けるにとどまらず、経営計画に関する企画、立案、発議の機能にまで権限を拡大しようとしています。こうした状況を見ると、オールマイティに近い権限を一部の経営委員に与える法「改正」は⑤のガバナンスの強化どころか、責任と権限の混同によるガバナンスの混乱、弱体化を生む恐れが強いといえます。

しかも、「改正」法案は監査委員会あるいは経営委員会の職務執行に関わる事項を、国会審議を経ないで制定できる総務省令で定めるものとする事項を随所に盛り込んでいます。これでは、⑤のガバナンスの強化と称して実際は、一部経営委員への権限の集中と、これら経営委員を通じて行政（総務省）が⑤へ際限なく介入できる仕組みを導入するものにほかなりません。

4. 次に民放に関わる④の修正ですが、これまでの放送行政は放送局への出資規制である「マスメディア集中排除原則」を掲げ、言論の多様性、多元性、地域性の確保をめざしてきました。放送持株会社を解禁するということはこの原則を踏

みにじり、メディアの寡占化を促す重大問題なのであつて出資比率云々の問題ではありません。

結び
私たちは、民放が⑤を問わず、放送制度の整備と放送内容の検証は権力の意思を介さず、制作現場の自主性を尊重しながら視聴者主権の立場に立つて、政府から独立した行政委員会が担うものとする真の放送法の改正が本来は必要と考えています。その点で、放送法の民主的改革と逆行する今回の「改正」法案にはあくまでも反対し、廃案とするよう、関係各位に強く訴えます。

NHKを監視・激励する視聴者コミュニティ
テイ 御中

拝啓 平素より、NHKおよび経営委員会に對しまして、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成19年12月26日付で貴会から頂いた申し入れについて、12月25日の経営委員会において確認した考え方をお伝えします。

すでに、12月25日以降、経営委員会の中に指名委員会を設置し、次期会長の選考に向けて検討を始めた段階であり、多くの団体がある中で、特定の団体とお会いしてご意見をお聞きするのは、予断を与えることにもなりかねないため、差し控えたいと考えます。

なお、選出の考え方・経緯等につきましては、今後とも記者ブリーフィング等を活用して、説明責任を果たしてまいりたい所存です。

平成19年12月3日

敬具

NHK を監視・激励する視聴者コミュニティではNHKの番組批評・感想を「WATCH」欄に掲載しています。

ホームページ <http://space.geocities.jp/shichoshacomunity/> TEL/FAX 048-873-3520 まで

論説

商人（あきんど）が

双頭占めたNHK

権力監視どこ吹く風よ

二〇〇七年暮れは、日本のジャーナリズムは大変危険な事態を経験した。NHK会長人事である。その悪影響は今後にも続く。安倍前首相の「お友達」として送り込まれた財界人経営委員長・古森重隆氏が暴走して、これまた古森氏の「お友達」、しかも財界人・営業畑出身の福地茂雄氏を会長に選任してしまった。両トップを財界人が占めてしまったのである。一般的な企業と異なると、言論・文化・ジャーナリズムの世界にとって極めて重要な位置を占めるNHKが財界人によって占められたことは「おかしい」というだけでは済まない。放送法において「放送用の送信機若しくは放送受信用の受信機の製造業者若しくは販売業者又はこれらの者が法人であるときはその役員は経営委員になることができない」と定められている。古森経営委員長は就任に当たって、社長をしている富士フイルムホールディングスが大量のビデオテープをNHKに納品していることからその「資格」を問われた。彼は「富士フイルムの売り上げの0.02%だ」から僅少だと言わなければならぬに答えて追及をかわしたがその金額は明かさなかった。NHKの購入量の0.02%ではないのである。絶対額は莫大なはずである。ビデオテープは放送機器ではないが、放送機材である。「灰色」決着のままであること

を私たちは忘れるわけにはいかない。そして、会長人事。会長は放送法第三〇条で「営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない」と兼業を固く禁じられている。これは公務員の兼業原則禁止と似た規定のように見えるがむしろこの場合はNHKのジャーナリズム、放送文化において担う役割の重大性に起因するものと考えざるべきである。松田浩さんの著書『NHK問われる公共放送』を参照させてもらうと、初代会長高野岩三郎さんは会長就任に当たっての挨拶で、「権力に屈せず、大衆のために奉仕する」と述べたとのこと。それ以後は、第十一代会長川口幹生氏を除いてほとんどの会長が政治権力につながってき

た。大衆にはなく、政治権力に奉仕することとがままあったのである。経営委員が政府の肝いりで決まり、放送法に反して経営委員長が首相官邸から「指名」され、その経営委員会が「会長」を選任するというシステムが続いているからである。それにしても多くの会長が「辞任」してきた。一九七六年、小野吉郎会長が保釈中の田中角栄を見舞い引責辞任。九一年、島桂次会長が衛星放送に絡んで国会虚偽答弁で引責辞任。八九年には三井物産相談役から担ぎ出された池田芳蔵会長は国会での答弁ミスが重なり、9カ月に辞任に追い込まれ、ついでに磯田経

管委員長も一緒に経営委員長をやめるはめになったということがある。二〇〇五年、海老沢勝二会長が番組改ざんや不祥事多発などによる視聴者の不信増大、「受信料不払い」の急増などの責任を取って辞任したことは耳新しい。一九五〇年の放送法制定時、電波監理委員会設置法、電波法と合わせた電波三法に

賛同者の声

川竹和夫さんのメッセージ：HKの会長は、経営者というより先に、「番組編成制作、報道についての抱負経緯を抱く人物」であることが必要。その意味で、お二人はいずれも適材と考えます。

藤井潔さんのメッセージ：NHKの経営委員会とは真に奇妙なもので、或る時代は御飾りの的であり、また昨今は、番組の内容に関する発言があったり、BPOとのからみで、なんとか制約をしようという企みが見える。公共放送の運営を、時の権力がcheckしようとは先進国では考えられない。かかる時、NHK会長の存在の意味は極めて大きく、権力の息のかからぬ自由人（ジャーナリスト）を会長として推薦することは当然である。

山田太一さんのメッセージ：開かれた論議を通じての選出を求めます。NHKの役割は重大です。

大澤 豊さんのメッセージ：NHKが公共放送である以上、その視聴者たる市民（受信料をキチンと支払っている）が、次期NHK会長候補を推薦する権利（義務）を有するのは当然と考えます。推薦賛同者となる所以です。

小出五郎さんのメッセージ：「みなさまのNHK」を標榜し受信料制度で成り立つ組織である以上、広く人材を求めるのは当然のこと。それがジャーナリズムの真の責務を果たすことにつながると思います。今回の試みが最初の一步になることを期待します。ただ候補は一人として、所信の表明をお願いしたいと思います。

丸山重威さんのメッセージ：この動きがあって初めて、「皆さまのNHK」実現への具体的な提案になるのだと思います。永井さんは、旧姓××さん時代から、注目していました。お会いしたことはありませんが、全面的に賛同します。

小山内美江子さんのメッセージ：1970年代後半、私は1人の脚本家としてNHKで放送される作品の執筆を依頼されましたが、放送総局長より会長になられた川口幹夫氏の考え方で良い作品が出来たと思います。それらをふまえて、次期会長には永井多恵子さん、そして原寿雄さんを推せんいたします。何よりもNHK内部を熟知した現場からの人だからです。

湯川れい子さんのメッセージ：永井さんはよく存じ上げております。芸術への造詣も深く女性のためのリーダーとしても心強い存在です。ぜひ会長になっていただきたい人材だと思っています。

山口みつ子さんのメッセージ：永井多恵子氏と原寿雄氏の会長候補に賛成します。特に永井氏は見識が高く、又、女性たちは男女共同参画の必要から、最も適切な候補と存じます。

池辺晋一郎さんのメッセージ：長くNHKで仕事をさせていただいてきた者としてNHKの未来に期待し、その明るさを信じています。だからこそ、このお2人なのです。



（湯山哲守）

よって「放送に対する政府の干渉・介入を防ぐために放送行政を政府から切り離し、民間人によって構成される独立行政委員会に放送に関する一切の行政と準司法、準立法の権限を持たせた」システムを今こそ復活させることを展望したい。そして何よりNHK自身が「憲法や放送法を盾に放送の自由を守るか、守らないのか・・・最後のところで、言論・報道機関としての覚悟」（前出「NHK」二二頁）を持つことを強く期待したい。今回の「会長選任」に向けて国民・市民団体側から二つの動きがあった。一つは「視聴者コミュニティ」を含めた多くの団体が取り組んだ経営委員会への「会長公募制採用」など三項目申し入れの署名運動。もう一つが「原さん、永井さん」をNHK会長候補に推薦する会（78人、5団体）が行った「NHK会長候補者の推薦」行動である。本来、経営委員会が民意を尊重しようとするならば自発的に「公募」を呼び掛けることが必要にとらう。あろう事か、他の経営委員が直前まで知らない状態で古森委員長意中の人物の「面接即決定」押しつけの暴挙は「放送文化」の世界と決して相容れることではない。今後とも、NHK経営委員会、NHK理事会の動きを総務省の動きとともに監視していくことが重要である。

放送法「改正」法案の廃案を求める緊急アピールの提出
二〇〇七年十二月二日

原案修正でも放送へ行政が介入する仕組みはなくなっています

私たちはあくまでも放送法「改正」法案の廃案を要求します

NHK問題京都連絡会
NHK問題を考える大阪の市民の会
NHKを監視・激励する視聴者コミュニティ
東北NHK問題ネット
日本ジャーナリスト会議
放送を語る会
メディアの危機を訴える市民ネットワーク事務局

1. 先の通常国会で継続審議となった「放送法等の一部改正」法案が二月三日から衆議院で審議入りしました。審議開始にあたっては、①民放に対する行政処分条項を削除する、②NHKのガバナンス強化に関しては経営委員会による番組編集への関与を禁止する文言を追加する、③命令放送を「要請放送」とする点の変更せず、実施にあたって付帯条件を付ける、④認定放送持株会社への出資上限を原案の「二分の一以下」から、「二分の一未満」に引き下げる、といった原案修正をすることが前提になっていると伝えられています。

2. 原案と対比すると、上記の修正が改善といえることは確かです。特に、①によって民放の番組のすべての分野（報道番組やドoramaを含む）について、放送内容が「事実かどうか」、「国民生活に悪影響を及ぼす（おそれがある）」かどうかを行政が判定するという途方もない行政検閲体制を敷く条項を残さず削除といいますが、そもそも現行法には存在しないものであり、当然のこと

推薦賛同者（個人）川口幹夫（元NHK会長）川平朝清（昭和女子大監事、元NHK経営主幹）藤井 潔

（株クリエイティブネクサス会長、NHK・OB）川竹和夫（ICFP-JAPAN 代表、元東京女子大学教授・NHK放送世論調査所長）小中陽太郎（作家、NHK・OB）小出五郎（日本科学技術ジャーナリスト会議会長、元NHK解説委員）石川 明（元関西学院大学教授、NHK・OB）酒井広（元NHKアナウンサー）高野春広（東海学園大学教授・元NHKアナウンサー）津田正夫（立命館大学教授、元NHK報道プロデューサー）木原克之（NHK・OB、番組制作）高橋 亨（NHK・OB、アナウンサー）吉田茂彦（NHK・OB、アナウンサー）沖野皓一（NHK・OB、アナウンサー、元東海学園大学教授）志賀信夫（放送批評懇談会理事長）壺岐一郎（元沖縄大学教授、元民放ニュースキャスター）野崎 茂（メディア学会総主事、元東京女子大学教授）服部孝章（立教大学教授）柳沢伸司（立命館大学教授）須藤春夫（メディア総合研究所所長、法政大学教授）丸山重威（関東学院大学教授）岩崎貞明（『放送レポート』編集長）藤田博司（メディア研究者、元共同通信記者）大石泰彦（青山学院大学教授）大谷昭宏（ジャーナリスト、元読売新聞記者）山崎篤郎（東京大学名誉教授、元東大社会情報研究所所長）石村善治（福岡大学名誉教授、言論法研究者）亀井淳（日本ジャーナリスト会議代表委員）奥平康弘（憲法研究者）樋口陽一（憲法研究者）田島泰彦（上智大学教授）磯崎淑子（埼玉大学名誉教授）井出孫六（作家）山田太一（作家・脚本家）吉永春子（ジャーナリスト、元TBS）高畑 勲（アニメーション映画監督）大澤 豊（映画監督）吉見俊哉（東京大学教授）山本宗補（フォトジャーナリスト）大西五郎（元愛知大学教授、元放送記者）北村 肇（『週刊金曜日』編集長）野村進（ノンフィクションライター）柴田鉄治（日本ジャーナリスト会議代表委員、元朝日新聞論説委員）石丸次郎（ジャーナリスト）中村陽一（立教大学教授）元木昌彦（元講談社／オーマイニュース編集長）隅井孝雄（日本ジャーナリスト会議代表委員、元京都大学大学院教授、日本テレビOB）中山市太郎（桜美林大学准教授）高橋恭子（早稲田大学川口芸術学校教授）熊谷博子（映像ジャーナリスト）林香里（東京大学大学院情報学環准教授）飯室勝彦（中京大学教授）竹見智恵子（フリージャーナリスト）加藤剛（日本ジャーナリスト会議会員）守屋龍一（日本ジャーナリスト会議事務局長）桃井和馬（報道写真家）五十嵐勉（作家・『文芸思潮』編集長）白石草（NPO 法人 OurPlanet-TV 代表理事）日隅一雄（弁護士）田中早苗（弁護士）杉浦ひとみ（弁護士）古居みづえ（ドキュメンタリー映画監督）坂本 衛（ジャーナリスト）岩本 太郎（ジャーナリスト）松田 浩（メディア研究者、元立命館大学教授）桂 敬一（放送の公共性のくいまを考える全国連絡協議会世話人、元立正大学教授）野中章弘（ジャーナリスト、放送の公共性のくいまを考える全国連絡協議会世話人）池辺晋一郎さん（作曲家）小山内美江子（脚本家）降旗康男（映画監督）湯川れい子（音楽評論・作詞家）吉原功（明治学院大学教授）吉田俊実（東京工科大学教員、メディアの危機を訴える市民ネットワーク事務局）伊藤道雄（立教大学大学院教授）海南友子（ドキュメンタリー映画監督）緒方修（沖縄大学教授）岡村隆（月刊『望星』編集長）魚住昭（ジャーナリスト）伊藤洋子（東海大学教授）山口みつ子（（財）市川房枝記念会常務理事

推薦賛同者（団体）NHK問題を考える大阪の市民の会 NHK 問題を考える会（兵庫）NHK問題京都連絡会 日本ジャーナリスト会議 日本消費者連

（WATCH 1頁より続く） 与えられて6ヶ月に渡る「分析競争」を行いました。第3者が用意した「放射能物質をいく種類か含む水」から放射能の種類とその濃度を測定するというのです。4回にわたる競争の結果、当時としては高性能の機器を駆使したフォルサム氏が正答率80%台だったのに対して自作の測定器を用いた彼女のそれは94-95%でした。さすがのフォルサム氏も競争前はたかきくって見くびっていたのに、終わってからは彼女を大いに尊敬し、自分より技術が上であると認めたそうです。「勝利」した彼女は「放射能による汚染が深刻だということ」を証明したわけだから喜んではいけないうちにお風呂で思わずバンザイを叫んでしまった」ということです。まもなくアメリカが大地震での核実験を停止したとの知らせが入ったということでした。

この最後のエピソードは番組の入れ込みすぎのようでした。1963年の部分核停条約に向けてすでに大気圏での実験のデータを取り尽くしてしまっていた米ソ両国がフランス、中国という後発核保有国への牽制の意を込めて「大気圏実験禁止」条約を推進し、地下核実験を容認することによって、その後の果てしない核軍拡競争に突入して行ったという事実は消えません。

それにしても優しい顔をされた猿橋勝子さんの勇果果敢な挑戦は見事でした。

3. しかし、私たちは上記のような修正が施されたとしても、それを以て今回の「改正」法案の成立を評価できるものではないと断言します。それは、②や③のような文言の追加・修正だけでは放送の自主自立を守るのに十分な実効性があるとは考えられないことに加え、②の修正だけでは私たちが原案について指摘してきた危険——NHK経営委員会の権限強化の名の下に行政がNHKの業務運営に間接介入する仕組み——を排除することにならないと考えるからです。

なぜなら、「改正」法案はNHK経営委員の一部を常勤化することに加え、同委員会の中に新設される監査委員会に、いつでも役職員の職務の執行に関する事項の報告を求めることができる等の強い権限を与えています。さらに、最近の経営委員会はこうした法「改正」を先取りするかのようになり、委員会の本来の職務であるNHKの重要事項の議決機能、監督機能を手掛けるにとどまらず、経営計画に関する企画、立案、発議の機能にまで権限を拡大しようとしているのです。こうした状況を見ると、オールマイティに近い権限を一部の経営委員に与える法「改正」はNHKのガバナンスの強化どころか、責任と権限の混同によるガバナンスの混乱、弱体化を生む恐れが強いといえます。

しかも、「改正」法案は監査委員会があるいは経営委員会の職務執行に関わる事項を、国会審議を経ないで制定できる総務省令で定めるものとする条項を随所に盛り込んでいます。これでは、NHKのガバナンスの強化と称して実際は、一部経営委員への権限の集中と、これら経営委員を通じて行政（総務省）がNHKへ無限なく介入できる仕組みを導入するものにほかなりません。

4. 次に民放に関わる④の修正ですが、これまでの放送行政は放送局への出資規制である「マスメディア集中排除原則」を掲げ、言論の多様性、多元性、地域性の確保をめざしてきました。放送持株会社を解禁するということはこの原則を踏みにじり、メディアの寡占化を促す重大問題なのであって

出資比率云々の問題ではありません。結び 私たちは、民放かNHKかを問わず、放送制度の整備と放送内容の検証は権力の意思を介さず、制作現場の自主性を尊重しながら視聴者主権の立場に立って、政府から独立した行政委員会が担うものとする真の放送法の改正が本来は必要と考えています。その点で、放送法の民主的改革と逆行する今回の「改正」法案にはあくまでも反対し、廃案とするよう、関係各位に強く訴えます。

以上

NHK 受信料義務化に反対する署名にご賛同下さい。お友達、仲間にお願ひしてください。

詳しくは会のホームページまたは会事務局まで。http://space.geocities.jp/shichoshacomunity/